

北伐の最終目標は張作霖だ。戦火が北京から山海関を越えて満洲へ波及するのを望まぬ我国は、張作霖に故地満洲への撤退を勧告した。我国としては、平和的に北伐が完成し、北京が国民革命軍に接収される途を希望したのである。だが、「日本に代つて北京で共産勢力と闘つてゐる」と信じてゐる張作霖は、日本が「赤化した蔣介石を援助して自分に満洲帰還を勧める」ことを不満として撤退勧告に耳を傾けず、遂に北伐軍が北京に迫るに及んで特別列車で奉天へ引揚げる途中、関東軍一部将校によつて爆殺された（昭和三年六月四日）。

支那本部（万里長城以南）は蔣介石の支配に委ね、満洲は張作霖に統治させ、彼を通して我が在満權益を保護しようとして考へてゐた田中首相は張作霖の飛報に「我が事終れり」と天を仰いで長嘆息したと云はれるが、現地にあつて日々、奉天軍閥の排日を知る軍人にとつて、その首領たる張作霖に対する不信は抜き難いまでになつて居り、彼を仕す以外に在満居留民と權益を守る途はないものと信じられたのも無理はない。「巨頭を斃す。これ以外に満洲問題解決の鍵はないと観じた。一個の張作霖を抹殺すれば足るのである」——張作霖の計画実行者たる関東軍高級参謀・河本大作は後年、かう記してゐる。

張作霖の五日後、国民革命軍は北京に入城し、ここに北伐は完成して中国は南北統一されたと云はれる。

満洲の新しい支配者となつた若き元帥張学良は、父を殺した日本を恨むこと深く、同年十二月、従来用ゐてきた満洲五色旗を国民党の青天白日旗に易へ、南京政府への帰順を表明した。「満洲易幟」と謂ふ。

我国は満洲との密接なる関係の上から、張学良が、排日と国権回収を標榜する南京政府と合同することに強い反対を表明してきたのであつたが、学良は我国に何の事前連絡もせず、易幟を断行したのであつた。しかも東三省に一齐に掲揚された数千本の青天白日旗の間には、早くも赤旗が混つてゐたと云はれ、易幟が即ち満洲の赤化である

ことを無気味に象徴してゐた。易幟に対する我国の危惧は、決して杞憂ではなかつたのである。

## 第六節 不戦条約と自衛権

### 自衛戦争認めたる不戦条約

昭和三年（一九二八年）は、田中内閣が「不戦条約」といふ国際条約を締結して、列国と共に戦争放棄の意思を世界に公的に表明した年でもある。

不戦条約は戦後の東京裁判に於ても、満洲事変以来日本が侵犯を重ねた国際条約の一つとして、日本断罪のために大いに利用された条約である。一九二八年八月二十七日、ケロック米國務長官とブリアン仏外相の提唱でパリに於て締結された「戦争放棄に関する条約」で、ケロック条約、パリ条約などとも呼ばれる。原調印国は日英米仏伊独等であつたが、やがて多数の諸国が加はり、当時国際連盟に未加入であつたソ連さへ加盟した。条文は左の三条から成り、国際紛争解決の手段としての戦争を非とし、その放棄を宣言したものである。

第一条 締約国は国際紛争解決のため戦争に訴ふることを非とし、且つその相互關係に於て国家の政策の手段としての戦争を放棄することをその各人の人民の名に於て厳肅に宣言す。

第二条 締約国は相互間に起ることあるべき一切の紛争又は紛議は、その性質又は起因の如何を問はず平和的手段によるの外これが処理又は解決を求めざることを約す。

第三条（批准と加盟手続規定）

しかしこの理想主義的な条約には重大な欠陥があつた。英米仏等列強の主張によつて、自衛戦争を除外したことだ。しかも米国の如き、自衛権発動の場合、それが正当であるか否かの裁定権は当事国にある、と主張したのである。何が自衛戦争であるかについて当事国の自己解釈権を認めるのでは、戦争放棄条約は法として全く無効である。何故なら、全ての戦争は自衛の名で行なはれるからである。

### 自衛権の留保

戦後の東京裁判に於けるバル判決書によれば、自衛の問題に関してケロッグ國務長官は次のやうに言明した。

「自衛権は、関係国の主権の下にある領土の防衛だけに限られてはゐない。そして本条約の下に於ては、自衛権がどんな行為を含むか又いつ自衛権を発動するかについて各国みづから判断する特権を有する。その場合、自国の判断が世界の他の国々によつて是認されないかもしれないと云ふ危険はあるのだが、合衆国は自ら判断しなければならぬ。……そしてそれが正当なる防衛でない場合は、米国は世界の世論に対して責任を負ふのである。単にそれだけのことである」と。

即ち自衛権の及ぶ範囲は自国領土に限られないと米国は主張したのであつた。

因に我國の態度はどうかと云へば、田中外相は米国提案に同感の意を表する回答文を手交する際、自衛権に關し、「手近かの問題として内乱闘争の絶えざる支那の如き隣国を持つ日本としては、固より戦争はその欲する所にあらざるも自衛の必要上適當の手段を取るべきことは常に予見し置かざるべからざる所」としてマクヴェー駐日米國大使の了解を求め、更に支那に対する日本の立場につき説明した。その際既得權益や居留民保護のみならず、滿洲をロシアとの間の安全地帯とするために、その秩序保持の要があることを指摘したのであつた（大畑篤四郎論文「不戦条約と日本」、「國際政治」28所収）。

以上が、不戦条約を調印するに當つて列國が保持した態度であつた。即ち、「國策遂行の手段としての戦争は否認するが自衛権は留保する、そして自衛権の行使に關する決定と裁定は各当事國の權利に属すると云ふのである。一体、「自衛」の名目によらずして戦争を行なふ國がかつてあつたらうか。あらゆる戦争当事國は、明白な侵略國家でさへ、己れの戦ひを「自衛戦争」であると主張して正当化せんとするものである。自衛権を認め合ひ、しかも自衛権の発動が正当なるか否かの判断が当事國に委ねられてゐる場合、「戦争放棄」の宣言や条約がいかに空虚なものになり終るか、多言を要すまい。米國人の中には「不戦条約は世界世論と云ふ弱々しき圧力を除いては、一本の歯も持つてゐない。それは『新年の決意』あるいは『サンタクロースへの手紙』の如きものである」と嘲笑する者も居たのである（T. A. Bailey 前掲書）。あるいは又、石井菊次郎が「外交余録」で述べたるやうに、理想に走り過ぎた条約は「何時の間にか宗教に墮するを逸れない」のである。

後年滿洲事變が國際連盟に提訴された時、ここでは不戦条約違反が一つの論点とされたが、この連盟に於ける滿洲事變審議に當り、日本側はまさに上述の自衛権を以て抗弁したのであつた。不戦条約が自衛権の留保を認めたことは、重大なる影響を後世に残したものと云へよう。

### ソ連が最初の侵犯國

不戦条約はその辞句に表はれたる崇高な理想主義の割には、締約國の信頼と尊敬を受けることが少なかつたのは皮肉なことであつた。

米國の外交史家 Thomas A. Bailey は、ケロッグ条約調印に対する米國內の反応を次の如く描写してゐる。

「上院は戦争放棄の協定について殆ど幻想を抱いてゐなかつた。ミズーリ州選出上院議員リードは不戦条約を『國際的接吻』(an international kiss)とよめつけ、またヴァージニア州出身上院議員グラスは、自分を『不戦

条約には郵便切手一枚ほどの価値はあると想像するほど単純な「人間と考へてはしくない」と云つたものである。公式的な留保が条約に加へられることはなかつたが、上院外交委員会は、自衛権とモンロー主義のために戦ふ権利及び違反国に対して条約を強制しない権利を留保する「解釈」を提出した。

世論の大波といふものがあつたので、上院は一九二九年一月、八十五対一の票でケロッグ・ブリアン条約を承認した。次の仕事は新しく十五隻の巡洋艦を建造する法案であつたが、それもその後間もなく承認された。それについてニューヨーク・イヴニング・ポスト紙は嗤つてかう書いたのである。「もし二十六カ国と平和条約を結んだ直後に十五隻の巡洋艦を新たに必要とするのであれば、仮に二十六カ国と平和条約を結ぶことがなかつたとしたら、一体何隻の巡洋艦を我々は必要としたのであらうか」と

この空しい不戦の誓約は、早くも翌年破られた。不戦条約侵犯第一号はソ連だつた。これは大書して歴史に留めべきだ。即ち一九二九年、満洲の張学良政権はハルピンのソ連領事館搜索で共産革命計画の証拠を押収したのを機会に、東支鉄道の実力回収に踏切つたのに対し、ソ連は空陸両軍を以てソ満国境を越え、満洲に侵入した(十一月)。学良の東北軍は撃退され、ソ連は帝政ロシア以来の特権である東支鉄道を再び奪還することに成功したのであつた。右のソ支紛争の折、米英仏伊の諸国は不戦条約の義務につきソ連の注意を喚起したのであるが、ソ連は満洲侵攻は「自衛行動」であると反論し、第三国の干渉を拒絶したのである。

満洲事変に於て日本は、関東軍の行動は自衛のためであると抗弁し、日華直接交渉を主張したが、米国は日本の「不戦条約違反」を非難し、リットン報告書も、我国の自衛の主張を否認した。だが満洲事変の二年も前に、ソ連が不戦条約を破つて自衛の名の下に満洲に侵攻した事実を想起する時、満洲事変を日本の侵略とする説は完全に説得力を失ふ他なく、あまつさへ、そのソ連が東京裁判で、満洲事変以降の日本の政策を侵略と断罪したことを考へると、何ともやり切れぬ思ひに駆られてくる。

ともかく、不戦条約とはこの程度のものでしかなかつた。グリスウォールドがいみじくも評した如く、ソ支紛争が

発生してみると「ケロッグ条約は、雨の日以外は雨傘をささずと云ふ協定と同じく、本質的に無意味なものだつた」のである。